

令和7年 第4回定例会

産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第4回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年12月8日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	山口 聡一郎	主 査	村田 潤哉
-------	--------	-----	-------

説明のため出席した者

教育次長	荒木 隆	教育委員会理事	鳥山 勝美
(教育総務課)			
課 長	久原 和彦	係 長	島 美紀
(学校教育課)			
課長補佐	梶尾 和美		
(生涯学習課)			
課 長	中尾 盛雄	課長補佐	原 雅美
建設産業部長	山崎 禎三		
(土木管理課)			
課 長	藤崎 隆行	課長補佐	山口 亮
(産業振興課)			
課 長	永石 大祐	係 長	前川 哲郎

本日の委員会に付した案件

議案第74号 長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第77号 長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例
議案第79号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）

開会 9時49分
閉会 11時54分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

それでは議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案内容を説明いたします。本条例は、本町で初となる義務教育学校、高田地区に設置することに伴い義務教育学校設置の根拠となる規定を新たに追加するとともに、関係する条例を一体的に整備するものです。それでは追加で提出しております新旧対照表に沿ってご説明を申し上げます。なお、この新旧対照表は、条例の施行日ごとに作成すべきものであるため学校体育施設使用料条例および学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例につきましては、公布の日に施行されるもの。そして、令和8年4月1日に施行されるもので、表が2つに分かれてございますことを申し添えます。それでは1つ目、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。新旧対照表1ページです。別表教育委員会の項中、学校医（一般）および学校歯科医、報酬算定式の対象校に義務教育学校を、同様に耳鼻科につきましては、義務教育学校前期課程（第1、第4学年）および義務教育学校後期課程（第7学年）を追加しております。次のページです。2ページの眼科につきましては、義務教育学校前期課程（第4学年）および義務教育学校後期課程（第7学年）を明示し追加をしております。次に新旧対照表は3ページです。2つ目長与町立学校設置条例の一部改正についてです。第1条中、中学校の次に及び義務教育学校を追加し、義務教育学校の設置根拠を明確化しております。次に新条として、第4条、義務教育学校の名称及び位置を新設し、別表第3を追加しております。その別表第3の中で、新設校の名称、高田学園、そして所在地、校舎名として百合野校舎およびさくら野校舎を記載しております。次に、既存の別表第1を高田小学校を削除したものに置換をしております。また、別表第2に条参照見出しを付与し、高田中学校の項を削っております。3つ目、学校体育施設使用料条例の一部改正についてです。新旧対照表は、5ページ、上の表です。第4条第1項中、「つねに」を漢字の「常に」に字句修正し、同条第3項中、「又はその」を「、又はその」と読点の追加をしております。同ページ下の表に移ります。6ページです。高田小学校の項を削っております。次に、ページは9ページから10ページにわたります。高田中学校の項について、旧高田小を高田学園（百合野校舎）に旧高田中を高田学園（さくら野校舎）として、義務教育学校の各種校舎に再編をしております。ちなみに使用料につきましては、従前の高田小・高田中の区分等の変更はございません。4つ目、学校給食共同

調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。ページは11ページ、この上の表です。第1条中引用する学校給食法条番号を第5条の2から第6条へ最新化しております。次に、第5条中、「すべて」を漢字の「全て」に字句修正をしております。同ページ下の表です。第2条中、給食供給先の校名を高田中学校から再編後の高田学園（さくら野校舎）に置換をしております。第5条中、「小学校、中学校」を「学校」に改めております。最後に5つ目、暴力団排除条例の一部改正についてです。ページは12ページです。第14条第1項中、学校区分に義務教育学校を追加し、関係規定の対象を拡張しております。続きまして、本条例の議案の方に移っていただければと思います。本議案の最後から2ページ、附則についてです。よろしいでしょうか。第1項施行期日は、原則として令和8年4月1日としておりますが、学校体育施設使用料条例のうち第4条1項及び第3項の字句修正、学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の第1条の引用条番号改正及び第5条の字句修正は、公布の日に行うこととしております。附則第2項は、申請書、許可書、納付書等の文書上の名称を包括的に読み替えることを規定しております。附則第3項から第10項までは、高田小学校または高田中学校の施設の使用に係る経過措置を規定をしております。附則第3項および次のページの第4項では、施行日前の申請許可の効力を維持し、再申請不要とすること。また、附則第5項から第7項までは、旧施設名称で納付済みの使用料の効力を維持すること。附則第8項では、施行日以降の違反行為を新条例を適用できることを明示しております。また、附則9項および第10項におきましては、施行日前後の事項について、損害賠償の根拠を明確化しております。説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

もう来年4月からということで、いよいよですが、学校名が変わることで当然、表札っていうんですかね、校名の高田小学校とかっていうのを、ああいうのを全部当然取り替えたりことになるかなと思うんですが、今回の一般会計補正予算に、そういう入っている予算の中に、そういうのがあるんでしょうか。もしあるのであれば、そっちで具体的な内容を聞きますが、それでなければ、どういう、そういうこの統合、義務教育学校化に伴ういろんな変更することで、予算が必要になるようなものが、大まかというか代表的なものでいいんですが、あれば伺いたいと思うんですが。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今度の12月補正に上程しておりますのは、もう4月1日時点に絶対なくてはならな

いものとして、空調設置関係ですとか、あとG I G A端末を使いますので、高田中学校が5、6年生が来ることによって使用してなかった教室を使用することになりますものですから、先ほど申しあげました空調設置であったりとか、あとW i - F i のアクセスポイントの設置ですね。それと先生方も高田中学校に増えますので、その先生方の机とか椅子とかですね。そういう4月1日に絶対なくてはならないものということで、今回補正を上げさせていただいているものです。それ以外につきましては、教育課程で真に必要なものを厳選しまして当初予算で上程の予定です。今おっしゃられました学校の表札等は、特段4月1日に近々に設置するという方向性には今ないようです。実際それが本当に必要であれば設置してもいいと思いますし、あくまでも一つのお声の中で、高田小、高田中というのを意向的に名前に表札で残したいというような声も正直聞こえております。ですので性急にそれを入れ替えるというよりも、運営の過程の中で今後必要なものを要求していくという形にしたいなというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

少しちょっと疑問に思うところなんですけども、この長与町立高田学園というところで、正式名称は長与高田学園百合野校舎となるのか、高田学園さくら野校舎という名式でなるのか。そして、ただ単なる高田学園のままで、長与町立高田学園のままで正式名称となるのか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

そうですね。議案の方を新旧対照表でも大丈夫ですね。新旧対照表で言うところの3ページですね。3ページを見ていただいて、義務教育学校の改正後の案の方ですね。3ページ、よろしいですか。新旧対照表、よろしいですか。義務教育学校の名称、ここにございますのは長与町立高田学園、ですので学校名は長与町立高田学園。1のところに住所がございまして、その横に（百合野校舎）ないし（さくら野校舎）ということで、百合野校舎、さくら野校舎というのは、まあ読んで字のごとくですが、あくまでも校舎の名称というあれです。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっと気になるのは書簡ですよ。何かいろんな重要なお知らせが届いたときに小学校が下と上で分かりますので、実際的に中学校の方に重要なお知らせが届くものなのか。その小学校の方に、また両方同時に二股届くものなのか、そのあたりですね。ちょ

っと差出人というのは非常に困ると思うんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

小学校、中学校という概念がなくなって、一つの義務教育学校となりますので、義務教育学校前期課程、後期課程１年生から９年生までに全て落ちなく文書等は、電子であったり紙媒体でいくことになります。ですから内容によっては中学校受験に関するものであったりする分は、後期課程のある該当学年９年生だけにいくことになりますが、お知らせにつきましては、１年生から９年生まで全ていくことになります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７４号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の件、採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第７７号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

皆さまおはようございます。それでは議案第７７号につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、長崎市火災予防条例において、林野火災注意報及び林野火災警報に関する規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、第１４条第１項におきまして、火入れを行ってはならない場合を、異常乾燥注意報または火災警報が発令された場合から異常乾燥注意報もしくは林野火災注意報、または火災警報もしくは林野火災警報が発せられた場合に、また、同条第２項に

おきまして、消火しなければならないときを、強風注意報、異常乾燥注意報または火災警報が発せられたときから強風注意報、乾燥注意報もしくは林野火災注意報もしくは火災警報もしくは林野火災警報が発せられたときに改正するものでございます。なお、附則につきましては、令和8年1月1日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと1点だけ、提案理由に長崎市火災予防条例改正に伴うということですが、よく法律とか県の条例が変わったら合わせるっていうのはありますけど、市の条例改正に合わせるっていうのは、あまりないのかなと思うんですが、これは単純に長崎市消防局に委託というか、長与町も管轄してもらってるので、そろえる必要があるということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

本町におきましては、長崎市の消防の範囲に入っておりますので、火災予防条例につきましては、その長崎市の条例が適用されるというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。
安部委員。

○委員（安部都委員）

この林野火災注意報とか強風注意報、そういったものを加えた根拠っていうか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

こちらの林野火災注意報や林野火災警報が設けられたということですね。令和7年2月26日に大船渡市の林野火災っていうのが起きまして、そこで大規模な被害がありましたので、総務省、消防庁が大船渡市林野火災を踏まえた消防、防災対策の在り方に関する検討会というのを開催いたしまして、その中で林野火災注意報、警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことでですね、各自治体における火災予防条例で規定を設けるようになっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

根拠は分かりました。そしたら全国的にこのような火災が発生するというような、やっぱりそういった事例がたくさんこれまでもあったのか。本町では火事っていうのは、ここのところ何件も起きたんですが、林野火災というのは今までなかったと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

火災の件数については所管しておりませんが、今回の大船渡市の林野火災というのが、大規模に消化もするのに非常に時間がかかったということですね。全国的にそのような火災、林野の火災についても大規模にならないようにということでの条例等の設定になっております。本町での火災の件数というのは所管しておりませんので、確認できておりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

細かいことですが、先ほど長崎市の火災予防条例に伴いということであれば、恐らく文言の改正で発令を発せられたと書いてますね。これは要するに発令というと、どこからのもあって発せられるって、要するにその長崎市の条例に伴うから発令を使われないから、発せられたということになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

林野火災警報および林野火災注意報につきましては長崎市が発するというので、長崎市の火災予防条例の中でも発することができるという文言になっておりますので、そちらについて長与町の火入れ条例につきましても、発せられた場合というふうに改正をしております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

発令という言葉が前にあってそれで発するに変わったんですね。ということは発令とい

うのは、どっからの発令っていうことで、今回長崎市の条例に従うわけですね。だから恐らくその発令という言葉をかけないはずなんですよ。発するって書いたのかなという確認ですが、そういうことなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

現行にございます異常乾燥注意報、火災警報ですね。あとは強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報、こちらについては気象庁からの発令になります。今回の林野火災注意報と林野火災警報につきましては、長崎市の方で発するという事になっておりますので、統一して発せられたというふうな表現にさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

火入れっていうのが許可が必要ということで、もう担当所管は産業振興課ってことになるのかなと思うんですけど、これまで長与町で火入れの許可が出たことがあるのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

火入れの許可については、これまでございません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 77 号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第79号令と7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の産業文教常任委員会に分割された分の件を議題といたします。まず、建設産業部につきましては、一括で説明を求め、また、それぞれの課に一つずつ質疑を受けるという形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは提案理由の説明を求めます。

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第79号令と7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、所管課長より説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは産業振興課所管分について、説明書により説明をいたします。説明書の8、9ページをお開きください。歳入15款2項4目1節農業費補助金、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、有害鳥獣であるイノシシの捕獲事業捕獲頭数に応じて国から県を通じて交付される補助金について、捕獲予定数を成獣108頭、幼獣42頭から成獣を92頭増、幼獣を11頭減として、増額変更申請をいたしているところでございます。その受け入れ額について63万3,000円増額するものでございます。

次に、歳出を説明いたします。説明書の18、19ページをお開きください。2款2項1目税務総務費、ふるさと長与応援寄附金事業に係るもので、令和7年度の寄付見込額を4,500万円増額したことにより、経費の増額補正を計上しております。7節報償費は、返礼品の購入費でございます。当初は寄付見込額の28%を想定しておりましたが、今回の補正では、寄付見込額の29%と想定を見直しております。11節役務費、1行目、通信運搬費は、返礼品の発送費用が主なものでございます。当初、発送件数を2万1,000件と想定しておりましたが、今回の補正では、2万3,250件の想定としております。2行目、ふるさと納税サイト利用料、こちらはインターネットサイトを通じて寄付をされた際のサイト利用料とクレジット決済等の手数料でございます。こちらは寄付見込額の増加額に応じた増額補正を行っております。続きまして、説明書30、31ページをお開きください。6款1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金63万3,000円の増、歳入でもご説明いたしました、イノシシの捕獲頭数の予測について、成獣を92頭増、幼獣を11頭減とするものでございます。次に、6款3項1目水産振興費18節負担金、補助及び交付金、水産多面的機能発揮対策負担金、45万円の増額でございます。内容といたしましては、大村湾を囲む9漁協で構成される活動組織である大村湾地域漁業環境保全会が国

庫補助金を活用して、毎年1回実施しております海底耕うんおよびモニタリング事業について、昨年度のナマコが大変不漁であったことを受けまして県から国に要望をしていただき、1回分の耕うんモニタリングの追加についての予算措置がっております。その市町負担分を計上しております。事業費といたしましては、総事業費が2,700万円、国費が1,890万円、県費が405万円関係市町が405万円、長与町の負担額が45万円となっております。モニタリングと海底耕うんにつきましては、資料を今回提出をさせていただいておりますので、湾の真ん中の方で横線で網かけしてある所が耕うんの区域、丸が付いている所がモニタリングの箇所となっております。以上が産業振興課分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

それでは土木管理課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。第3表地方債補正の道路橋りょう事業は、国の補正予算措置に伴い地方債の限度額を増額するものでございます。続いて、補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。歳入ですけれども6、7ページをお開きください。14款2項4目1節道路橋りょう費補助金は、国の補正予算措置に伴う増額でございます。10、11ページをお開きください。21款1項2目2節道路橋りょう事業債は、こちらも国の補正予算措置に伴う増額でございます。

次に歳出ですが、32、33ページをお開きください。8款2項2目14節工事請負費の町道等維持補修工事費は、国の補正予算措置に伴い長与中央線舗装修繕工事につきまして、もともと8年度で要望していたんですけれども、こちらを前倒しで要望をするものでございます。同じページの8款5項5目1節報酬、こちらは中尾城公園の作業員および作業補助員の報酬につきまして、実績に伴い変更をするものでございます。以上が今回の補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まず質疑は、産業振興課所管分から行いたいと思います。今回の補正につきましては、歳入歳出を通して、また資料を通して、全体で質疑を受けますが、歳入の何ページ、歳出の何ページというところでおっしゃってから質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の説明書18、19ページのふるさと納税関連で伺いますが、ちょっと一つずつ伺いますが、2款2項1目3節時間外勤務手当っていうのも、ふるさと納税の増加に関連しての補正、追加補正をするということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

時間外勤務につきましては、ふるさと納税関係ではございません。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、この時間外勤務手当ですね。423万5,000円ありますけど、予算ですから当然これからの業務を見込んでのことなんでしょうけれども、根拠ですね。何か人数とか、どういう業務とか、ちょっとその金額の根拠をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

一応こちらにつきましては所管外になりますので、お答えすることができません。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

失礼しました。そうですね。分かりました。そうすると7節、11節ふるさと納税のところですが、返礼品は、30%のルールがあって、先ほどのような説明で29%ということでしたが、全体のいわゆる費用が50%以内っていうルールがありますよね。9月に雲仙市がそれをちょっと超えてしまったということで、2年間、制度から除外されるという結構厳しい措置をとられるという報道がありましたが、こういったことは絶対ないようにやはり注意していくべきだと思うんですが、その返礼品が3割っていうのは、もう寄付額いくらに対してこの返礼品っていうので分かりやすいと思うんですが、トータルの費用が50%超えないというのは、これもふるさと納税の業務を委託してる事業者の方で、そういったところも管理されてるのか。それとも本町の方で所管課がそういう経費全体で50%超えないっていうのをチェックされてるのか。このあたりのチェック体制などを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ふるさと納税の各費目の算出につきましては、サイトの利用料だとか決済手数料ですね。そういったものについては、使われた金額の何%っていうふうな縛りが基準で料金が設定されますので、なかなかここを削るとか調整は難しいんですけども、全体の調整としましては、返礼品と送料ですね。そちらが寄付額に対して何%ぐらいで設定するっていうようなことをやっております。あとはですね。そこを何%にするかっていうと

ころを委託しております委託業者の方とこちらで調整をして、それで送料も加えたところでの返礼品の割合というところを設定して、年間全体の寄付額が50%にいかないような形でやっておるところでございます。ただ送料につきましては、距離で変わってきたりクール便等が増えれば料金が上がったりっていうところもございますので、あくまで想定としてやっております。最終的には、委託業者と委託料の部分でもし増額、超えたっていう場合はですね。調整をさせていただくような契約を今年度は結ばしてもらっております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

おおむね理解しました。この50%以下っていう経費っていうのは、いわゆる広告とかも入るのかなと思うんですが、例えばふるさと納税を長与町がやってますよっていうのを町独自に何らかの広告したりとか、そういう冊子を作ったり、もしするとしたら、そういうのも含まれるんですかね。そういうのも含めて、今、本来は寄付金ですけど、事実上も恒常的な財源みたいな形で事業にいろいろ使ってるので、先ほどの雲仙市のように除外ってのは絶対あってはならないことなので、その辺も細心の注意を要すると思うんですが、それも含めて経費が50%を超えることは、絶対ないということによろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

広告につきましてもパンフレット等でふるさと納税と明記したようなパンフレットにつきましても、経費として算入するようになっております。今、町でやっておりますのは、サイトに広告を出す。クリックされたら町の寄付のページに飛ぶとか、そういうところをサイト上で出すような広告の仕方っていうのをやっております、そこも一応委託業者と協議したところで、どの時期に打つとか、金額等はもう年間で一応設定された額で行っておるところでございます。予算上はやっぱり50%超えた予算にはなっておりますが、決算ベースでは、そこを50%内に抑えていくような調整をしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

歳出の31ページの6款3項1目水産振興費18節負担金ですけども、このまずですね、2点伺いますが、この水産多面的機能発揮対策っていうのをもう少し簡単にご説明ください。それともう一つ、45万円というですね、いわゆる負担っていうのは、この

根拠って何をもって決まるのかっていうことを二つ教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

水産多面的機能というのは、海の機能ですね。その海の持つ役割だとか、そういうものを適正に発揮をさせていこうということで、環境保全的なとか、あと漁獲量が確保できるようなきれいな海づくりだとか。この今回でいきますと、やはり貧酸素が大村湾では問題になっておりますので、貧酸素対策での海底耕うん、海底耕うんすることによって土をかき混ぜて、酸素全体、酸素量を増やしていこうというような、そこで生物が生きやすいような海づくりっていうようなのが、今回の事業になっております。あと費用につきましては、先ほどの事業費の説明をさせていただいたときの関係市町分がですね。負担金全体で405万円、これを案分しております。405万円を9市町で分けたところが45万円ということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

案分のところ分かりました。そうするとですね。大村湾をこれは恐らく環境保全活動ということですから、脱炭素の取り組みということの一環ということですから、結局これはずーっと行われるというふうなものなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

環境保全が直、即脱炭素とリンクしているかというところとちょっと違うところがございますので、今回、今やっているのは、大村湾での漁業資源の確保のために酸素をっていう、海底耕うんをしているということでございます。大村湾が閉鎖性海域ということで、海の水の入れ替わりというのが少ないと。あとは地形的にも真ん中の方に貧酸素層が集まっているということで、こういう事業をやっておりますので、事業費が確保できるとか、漁協のこの協議会活動が続く限りは、実施をしていくというふうな事業であると考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今同僚議員がちょっと同じところなんですけど。この今度の45万円というのが、現在のナマコと牡蠣の現状というのが、この金額を出すことによって効果があってるのか。現況はどういうふうになってるのか、参考までに教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ナマコの漁獲量につきましては、令和2年、3年とだんだん漁獲量が落ち込んできていたところなんです。その前が平成30年がおおよそ460トン、令和元年が550トン、令和2年がおおよそ250トン、令和3年が140トンという落ち込んでいるということで、県の方とかにも要望して耕うん事業だとか、いろんな事業をしていただいているところで、令和4年度、5年度につきましては、730トンから780トンぐらいの漁獲量があります。が、昨年度ですね。ほぼゼロトンということで、これがちょっと詳しい、何でという詳しいところまでの結論は出てないんですけれども、原因の一つが貧酸素ではないかということで、今回2回、例年1回やっている海底耕うん事業を2回やるということで、今、予算がついていると。やはり貧酸素対策としては、有効ではないかということでは考えております。ただ、その金額的なところが、いいですかね。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

このナマコについては今年もゼロっていう話なんですよ、話を聞く方によるとね。そうすると、この費用が効果的にいっているのかどうかという検証をやったりするべきだと思う。牡蠣も大体もう2割から3割減ということになってるんですね。だからこれについてもぜひ検証していただきたいと。金額は上がってるけど、実際実績はどんどん落ちてると。そういう状況ですね。だからそれについて、部長どうですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

昨年度、稚ナマコの放流をしております、当然その効果の発現がですね。すぐに出てくれば私どもも安心材料の一つとして考えられるんですけど、当然、今、議員がおっしゃられたとおりですね。今後についても今回の海底耕うんの効果、その辺がどういった形で定量的、数値的に、またその化学的根拠、その辺も含めたところで把握できるようなですね。その辺は今後も続けていきたいというふうに思ってます。また、当然県とか漁業の方ともお尋ねして、共通認識の中で引き続き研究をしていきたいというふうに考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

31ページの63万3,000円のながさき鳥獣の補助金なんですが、これは猟銃とか

新しく購入された分だという、何かご説明だったと思うんですが、その根拠というか、なぜまた新たに購入の時期なのか。その理由をお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

すいません。私の説明が分かりにくかったんで、申し訳ありません。イノシシの成獣と幼獣って、大人のイノシシと子どものイノシシの数を説明をさせていただいたところで、大人のイノシシが当初108頭、子どものイノシシが42頭を予算計上していたところを成獣、大人を92頭、幼獣、子どもを11頭減らすというような内容でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の同じところなんですけれども、イノシシの捕獲想定というかが増えるということですが、イノシシ、捕獲が増える見込みということは、当然被害もイノシシが予想より多かったというようなことかなと思うんですが、そうなってくると、いわゆる長与町の鳥獣被害防止対策の方で行うワイヤーメッシュの補助とかも増えないのかなとか、そういう要望が増えないのかなと思うんですね。ちょっと伺いますが、当初予算で長与町の方は440万円という予算でしたが、ワイヤーメッシュの補助が何か年度途中になくなるというようなご相談が農業者の方に、先日所管事務調査の中でもあったんですが、現状どうなってるんでしょうか。その今年度のワイヤーメッシュ等の補助はもうないのか。まだあるのか。それからそういうのをこういうイノシシの捕獲頭数が増えるという被害の想定に鑑みて、そっちも増やすというような考えはないのか。ちょっとこのあたりお伺いしたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

当初予算で計上させていただいております長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金、こちらが電気柵、ワイヤーメッシュ柵の防護柵とあと捕獲報償金の狩猟免許費用の3つで構成をされております。被害防止の柵につきましては、おおよそ370万円ほどを予定をしておりましたが、9月末ほどで、一応申し込みの上限に達しておるところでございます。その後も数件、ご相談はあっておりますが、ちょっとそこにつきましては、一応次年度また申し込みを頂くようなことで、今お話をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6月末という、もう年度始まって2カ月、3カ月でなくなるということは、やはりそれだけ。9月、失礼しました。9月末で無くなるというのは、年度の半ばいかなぐらいだと思いますが、それだけ需要があるということで、本来こっちも増やすべきじゃないかなと思うんですが。それは置いて、1点、今長与町の補助金の方も捕獲に関する方もあるということでしたが、その県の方が増えるんだったら長与町の捕獲に対する補助金も同じように92頭分要るんじゃないかと思ったんですが、そこが一緒に計上されないっていうのは、どういう理由なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

国の方の頭数のまず計上の仕方になるんですけども、これが前年度で補助対象とならなかった分、各月ごとに捕獲頭数が算出されるんですけども、去年で言いますと、12月、およそ11月の末の分までが昨年度の国費の捕獲頭数の対象ということで、12月以降の捕獲頭数からは、今年度の補助対象ということになっております。そこで実際の補助頭数の決まるところが、ちょっと当初予算のところとの時期的な兼ね合いもありまして、見込額で当初計上をしておりますが、昨年度の末、昨年度のこの12月から3月までの捕獲頭数というのがかなり多かったと。全体で言ってもこれまでにない260頭ぐらい獲れてますので、その分がちょっと今回増加したようなおおよその位置付けになっております。今年度分につきましても当初、被害防止計画上の頭数で計画をしていたんですけども、もう少し獲れそうという予測ではあるんですが、そこにつきましては、その他の既定予算内で流用するなど活用をしていきたいということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

私も先ほどのながさき鳥獣被害防止、これはイノシシを捕獲報奨金ですよね。その分だということは理解をしているんですけども、先日ちょっと猟友会の方とお話しすることがあって、イノシシを捕獲して、そのあとの処分ですね。それが非常に大変で焼却処分だったりしてもイノシシが大きいと、そのままということもできないということで、処分の仕方の中で埋設、埋めるという方法があって、多分役場の担当の方と山とか提供していただく所、何か50センチに折って、そこに金具っていうか網ですかね、網か何かをしてっていうような。そんなに大きな金額はかからないんだけど、やはり予算的

なものがありますので、もう場所まで決まって、結局その獲られる方も年齢が高くなられて、やっぱりそういう処分が非常にきついと、大変だということで、埋設処分ができるのであればもう少しイノシシの被害もご存じのとおり町内にたくさん出てましてですね。もう住宅地にも出ていろんな苦情が来ているというところはあると思うんですけど、その埋設する場所も決まって、あとはどれぐらい、そんな高い金額じゃなかったように聞いたんですが、それもやはりそれができればより獲ってもらえるというかですね、ことができるのかなと思ってるんですけど、やっぱりその件については、今回の分には当てはまらず、当初っていう形になるんでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

イノシシの埋設処理をする場所につきましては、猟友会と協議をさせていただいております。次年度の当初予算で捕獲業務を委託している中で、そういうふうな埋設の穴を掘る費用も含めて委託業務の中に入れて、予算計上をするということで今進めているところでございます。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

今回は補正ですので、この上がった分は違うというのは認識してるんですけど、ぜひとも当初はもう算定してヒアリングも終わってるのかもしれないんですけども、そこら辺も含めてですね。非常に被害も大きいし、やはりいろんな方の意見を聞けば、やっぱり改善すれば本町の鳥獣被害も削減できるんじゃないかなというところもありますので、ぜひそこを実際猟友会の方、また農家の方々ともお話をされて、今後検討していただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○委員（八木亮三委員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

おっしゃるとおりでございます。猟友会の会員の皆さま方も高齢化が着々と進んでいるところもございます。次の方々の新規参入とかいうふうな分も私たちも期待をしておる状況でございますけど、なかなかそういった方向には、動いてないところかなというふうに考えております。そういった中で先ほど委員がおっしゃいましたとおり埋設処分は、当然一定負担はあるんだろうというふうに、その辺は話が当然、産業振興課の方にも来ておりますので、先ほど課長が申し上げたように、次年度予算の委託料の在り方の中で、工夫ができんかなというふうなことで今進めてるところでございます。今後も猟友会とも意思疎通を図りながら有害鳥獣対策については進めていきたいというふうに考えてます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません。今のところですね、ちょっと1つ。先日視察に行ったときにワイヤーメッシュではもうイノシシが賢過ぎて、何か掘り起こしをして、もうすぐ抜けてしまうと。電気柵も1回経験したらその後に何か上手に通り返けると。そこで、この何か補助金は、ワイヤーメッシュか電気柵であれなんですが、一番効果的なのがあるのか箱わなが捕獲が効果的とかいうのをちょっとお聞きしたんですけど、そのあたりこの予算の中にはまた今度入ってないのでしょうか。今後のお考えはどうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

箱わなの購入につきましては、町の予算計上ではなくちょっと別組織になるんですが、長崎・西彼有害鳥獣被害防止対策協議会というものがございまして、そちらで国費の方を活用して箱わなが購入ができますので、次年度は箱わなを購入する予定で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで産業振興課所管分の質疑を終わります。

続きまして、土木管理課所管分の質疑を行います。歳入歳出通して質疑を受けたいと思います。ページ数をおっしゃってから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

32、33ページの8款2項2目14節長与中央線の補修工事費、説明は先ほど受けましたが、これは中央線の中のどっか特定の範囲なのか。全体的な修繕といいましょうか。そういったものなのか。ちょっともしあれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

もともと令和7年度の当初予算で長与中央線のこちらですね。龍虎堂薬局ってあるかと思いますが、そちらから農協のガソリンスタンド先の福まん屋っていう唐揚げ屋があると思うんですけど、そちらまでの250メートルをもともと予定をしておりました。ただ7年度の国の内示が結構低くて35%ぐらいの内示率でございましたので、7年度

につきましては、ここの三彩交差点までの施工と。内示のつかなかった残りの分を今年度の12月の国の補正予算で要望をしているということになります。大体12月中には、国の内示が来ると想定されておりますが、もう工期的に今年度はございませんので、次年度の繰り越し工事ということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

範囲は分かりました。内容としてここは以前から水はけが悪いというような声があったと思うんですが、これまでも細い排水口みたいのをつけていただいたりしてはいただいているんですが、今回の補修に水はけのさらなるそういう改善もあるのか、ではなくて、路面の周辺等なのか伺います。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

水はけの改善工事につきましては、令和5年度に施工させていただいたところがございますので、一定改善済みということになっております。したがって、今回の補正で要望しているのは、舗装のみということになります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで土木管理課所管分の質疑を終わります。

以上で、建設産業部の補正予算の質疑を終了いたします。

お疲れさまでした。

11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時13分～11時22分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第79号の教育委員会所管分について、提案理由の説明を求めます。

まず、こちらは提案理由、それぞれ課ごとに説明をしていただきまして、そののち質疑を受けたいと思います。

それではまず、久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

それでは教育総務課所管分の第4号補正につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の8、9ページをお願いいたします。歳入です。

17款寄附金1項寄附金9目企業版ふるさと納税寄附金1節企業版ふるさと納税寄附金です。1社より300万円、ご寄付を頂いております。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。歳出です。10款教育費3項中

学校費 1 目中学校管理費 1 4 節工事請負費、校舎整備工事費です。令和 8 年 4 月開校予定の義務教育学校の設置に伴い小学校 5、6 年生に当たる児童が現在の高田中学校の校舎へ移動することから、その普通教室の空調設置工事およびアクセスポイントの設置工事に係るものならびに教職員の配置が変更されることによる職員用 LAN 配線工事分です。続いて、1 7 節備品購入費、一般備品購入費です。長与第二中学校において次年度の生徒数が増加することが予想されることによる生徒用机、椅子の購入および高田中学校舎の教職員用机、椅子等の購入ならびに新たな義務教育学校の公印、印鑑ですね、学校の公印の購入費用です。次に、2 目中学校教育振興費 1 7 節備品購入費、教材備品購入費です。今回頂いた企業版ふるさと納税寄附金は、中学校部活動の振興、特に吹奏楽部の活動の振興にとの寄付者のご意向がございましたため、その 3 0 0 万円を町内 3 中学校の吹奏楽部の楽器購入にそれぞれ 1 0 0 万円ずつ充てるものです。続いて、7 項保健体育費 3 目学校給食費 1 0 節需用費、給食用消耗品費です。共同調理場の給食配送先である現在の高田中学校校舎へ小学 5、6 年生に当たる児童が移動することから、対象数の増加に伴い必要食器類を購入するものです。1 7 節備品購入費、給食用備品購入費も同様の理由によるおかず用の食缶などの購入費用です。教育総務課所管分は以上となります。ご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

続きまして、学校教育課、鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和 7 年度一般会計補正予算（第 4 号）学校教育課所管分につきまして、ご説明をいたします。今回の学校教育課の補正予算につきましては、県教育委員会の令和の長崎スクール事業からの令和の生きる力育成プロジェクト委託金によるものでございます。はじめに歳入からご説明いたします。説明書の 8、9 ページをお願いします。まず令和の長崎スクール事業について簡単にご説明をしたいと思います。令和 3 年の中央教育審議会答申で示された令和の日本型学校教育の実現を図るために、長崎県教育委員会が中心となって昨年、令和 6 年度から県下 2 1 市町が連携して授業改善を推進している事業でございます。本町は、全ての小中学校、8 校が研究推進校、研究協力校となりまして、全教職員で授業改善を推進しております。本事業には、当初委託金が予定されておりましたが、本年 9 月に急きょ、委託金が出ることになり、各市町教育委員会の裁量で、さらなる研究推進や教職員の指導力向上のための研修会の実施等に活用できるようになっております。それでは、8、9 ページの 1 5 款県支出金 3 項委託金 7 目教育費委託金になっております。3 節教育総務費委託金 1 0 万円をこれをはじめに申し上げました令和の生きる力育成プロジェクト委託金となっております。

続きまして、歳出でございます。説明書の 3 4、3 5 ページをお願いいたします。1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費でございます。7 節報償費 1 0 万円は、教職員研修会における講師謝礼に充当いたします。教育研修会につきましては、当初予算の 2

0万円での実施を考えておりましたが、本委託金10万円を追加し、合わせて30万円とすることで、2人の講師を招いた研修会を考えておるところでございます。これからの教職員に求められる資質能力の向上、育成に大きく資する研修会を実施することができると考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

続きまして、生涯学習課、中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

それでは生涯学習課における令和7年度予算の補正（第4号）について、ご説明させていただきます。歳入の部になります。説明書の8、9ページをお願いします。17款1項6目教育費寄附金4節保健体育寄附金です。有限会社長崎井上から地域スポーツ活動推進事業へと目的をした形で寄付金を頂いております。

続きまして歳出の部になります。説明書の28、29ページになります。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費、10節需用費は、電気使用料で、使用料の割引期間終了に伴う増加分となっております。続きまして、34、35ページになります。10款7項1目保健体育総務費10節需用費は、歳入で申し上げました寄付金の充当先で地域スポーツ活動に伴う消耗品を購入するものになります。以上が生涯学習課の補正予算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。それではまず教育総務課から質疑を受けたいと思います。質疑は、歳入歳出通して質疑を受けますが、ページ数とどこということをおっしゃってから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

歳出の10款3項の工事費ですね。これについてこの金額の中に僕ずっと今まで環境とこれを見てたんですけど、あそこはガスが発生してるんですよね。パイプが8本、運動場にあると思うんですね。これについての調査費とか、そういう部分はこの中に入っていないみたいだけど、環境の方にもないんですよ。だから今度高田学園ができるのに、この検査の状況は今どうなってるの。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ガス抜き管が学校内に複数本ございまして、それは1年に2回ほど検査を今現在も当初予算に毎年計上して、しているところです。それは教育総務課の予算でしてございます。その結果ですけれども、基本的に全ての測定値において問題がある値よりも非常に低く、おっしゃられてるガス、メタンガスをおっしゃられてると思いますが、メタンガスについても危険な水域では全くないという状況がここずっと続いているという状況です。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その検査内容がもう少し詳しく分かりますか。メタンガスとか、下の要は結局、何と
いうのかな。ちょっと言葉でちょっと忘れたんだけど、そのいろんな結局検査のあれが
あると思うんです、項目がね。その項目を少し詳しく話せますか。もうその後ね。当初
予算からの結果が全く出てないもんだからね。今度その状況の中でこの工事費なんかに入
ってくるんじゃないかと、ずっと注目して見てるんだけど、ずっと入ってきていない
ものだから、ちょっと質問をしてるんだけど。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの竹中委員の質疑に対しては、後日、検査結果等を提出いただければと思いま
す。

他に質疑はありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

34、35の10款3項1目、それから10款7項3目、二つについてお尋ねをいた
しますが、まずこの備品購入費のところです。一般備品と教材備品それぞれ分かれるの
は分かってるんですが、最近先生方がパソコンで授業をやる。それ以外もいわゆるいろ
んなお便りとか、いろんな業務をすると、そうするとこのパソコン、先生方が使うパソ
コンというのは、どちらに分類されますか。すいません。それは今、取り消します。こ
のこちらの10款7項3目給食費の消耗とあります。これも一応質問したいと思うんで
すが、消耗品と備品っていうののいわゆる取得価格、要するに1万円以下は、それはよ
その自治体でも何か違う扱いがするところがあるんですが、本町は改めてお聞きしますが、
そうかと。それと使用期間ですね。それをちょっとお尋ねいたします。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今現在の長与町の備品の定義につきましては、おおむね1万円未満で2年以上の保存
または使用に耐えるものという定義がつけられてます。ちなみにですが、先般この財務
規則に関する規定が改正をされまして、実際の施行自体は4月1日よりになりますが、
先ほど申し上げた1万円以下の部分が5万円というふうに改正がなされております。来

年度４月からですね。よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ３４、３５ページの教育費１０款３項１目中学校管理費の備品購入費ですね。まず。先ほど生徒が増えるから机、椅子等とその他はんこ類ということでしたが、この増えるというのは、小学校５、６年生に当たる児童がさくら野校舎に移るからということで間違いないでしょうか。まず。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

先ほどご説明しました生徒が増えるのが長与第二中が来年度ちょっと３０人、ちょっと４０人弱ほど増える予定になってますので、その分の生徒用机、椅子でございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大変失礼しました。間違えました。ちょっと参考までに伺いたいんですが、今現在こうやって教育費っていうのが、中学校費ってありますよね。今後その高田義務教育学校の方になると、例えば校舎はさくら野だけでも、そのうちの５年生、６年生に係るところは、小学校費なのか、中学校費なのかっていうのが今後の予算計上、当初予算等でちょっと気になるんですが、どういう予定か考え方。例えば義務教育学校費というのが別にできるのか。ちょっと今回のところと直接関係ないんでしょうが、ちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

八木委員おっしゃられるように義務教育学校費という項を新たに設けるという予定です。あくまでもちょっとまだ財政とのヒアリングもまだまだでございまして、今後のお話であります。今の方針としては、新たに項を設けて義務教育学校費、その中で、百合野校舎、さくら野校舎というカテゴライズをしようかと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

高田学園となって、５、６年生の先生と７、８年生の先生と同じ職員室でいくのかどうか。まずそれは今後１年生から全部がこの１つの校舎に集まってもそうなのかどうか

っていう点と、あとね、やっぱり切り分けがいろいろあって、前期課程っていうのは、どういう認識なのか。1年生から4年生までが前期課程とみるのか、6年生までを前期課程とみるのか。ちょっとよく分かってなくて、先ほどの議案でもあったんですけどね。あとはやっぱり児童生徒は呼び方は、6年生までが児童生徒なのか。あと給食は、5、6年生は、今度から共同調理場からのものを食べるという認識でいいのかどうかですね。その中身っていうのは、中学生と小学生と5、6年生と7、8、9年生、中身、内容も違ってくるのかどうか。その辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

今、松林委員の質問については、学校教育課所管分も入りましたので、もう含めて質疑ということでよろしいですか。

では、鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず職員室ですけれども、5、6年生からさくら野校舎という形になりますが、全て職員室は、1つの職員室の中に現在の小学校、中学校の教職員が入る形になります。それから義務教育学校の前期課程と義務教育学校の後期課程についてのお尋ねでしたが、これは学習指導要領との関連がございます。したがって、現在の小学校1年生から6年生に当たる部分を義務教育学校の前期課程、そして、中学校の学習指導要領がはまる中学校1年生から3年生、義務教育学校では7年生から9年生までを義務教育学校の後期課程と呼びます。ただ、本町の場合は、4、5年生の分離型という形になりますので、前期課程が校舎をまたぐ形になっております。加えて給食につきましては、共同調理場からの供給という形になります。内容については、中学校と小学校では、現在南小学校と3つの中学校していますが、量が違います。パンの大きさとか量が違います。品数については、現在一緒になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません、今の答弁のいわゆる教育、そっか。指導要領ですね。あれは書類の中に準用するという言葉がありましたね。これは小学校、中学校それぞれ違うのを。準用という意味をもう少し詳しく説明してください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

基本的にはそのまま小学校の分を前期課程に、中学校の分を後期課程にっていう形なんですけど、準用という言葉がありますので、入れ替えが、接続部分の入れ替えが可能ですよと。1つの学校ですので、その辺の義務教育学校の何ていいますか、特徴を生かし

て少し復習、戻って補充をしたり、ちょっと先取りをしたりってところの接続の部分のところで自由度がありますので、準用という言葉が使われているようでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると高田学園については、その準用をずっとこれからそのとおりにやっていくという立て付けになっていくんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほどの準用に一つ、すいません。説明が足りませんでした。総合的な学習の時間等を活用して、義務教育学校は、新しい教科をつくることも可能です。ですので、準用という形になっております。本町の高田学園につきましては、現在のところ小学校の指導要領、中学校の指導要領をそのまま活用して、力を入れたい地域課題解決であるとか、英語の運用力であるとか、情報の活用力等を各教科、領域の中で育てていきたいと考えておるところでございます。ですので、特別な教科、新しい教科を作る予定は、現在のところはございません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

32、33ページの教育総務費の事務局費もよろしいんですか。これは教育委員会じゃない。職員手当は違うんですか。そうでした。失礼しました。すいません。取り消します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。教育総務課、学校教育課所管で質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。それでは教育総務課、学校教育課の質疑を終わります。続きまして、生涯学習課所管分の質疑を行います。ページ数等おっしゃってから、歳入歳出、通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

35ページの学校教育課の講師謝礼の増額ですね。具体的にどういった内容なのか、決まっているのであれば教えてください。間違えました。ごめんなさい。ちょっと順番入れ替えて、生涯学習課の方も質問もあるからそっちいいですか。生涯学習課の電気代の割引終了によって電気代が上がったということだと思うんですけども、他の建物に

については何かそういうものもあるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

ここは勤青ですので、老人福祉センターと一緒に建物のそこで一体化で契約をしたものになります。そのため他の施設等とは、関係ない部分になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

他の公民館とかは別に割引終了とかはないということで、よろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

はい。そのとおりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

34、35ページの10款7項1目は、生涯学習課でよろしいですかね。先ほど寄付金でのスポーツの関連のということでした。これ実際に何を購入されるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今のところの予定といたしましては、テニスボール、これはソフトも硬式も両方ですね。あとバトミントンの羽根、これは練習用と本番用の羽毛っていうか、水鳥の羽根、こういったものを購入予定としております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会所管分の質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の産業文教常任委員会付託分の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

なお、明日は9時30分より、所管事務調査ということで委員会を開会いたします。
お疲れさまでした。

(閉会 11時54分)